

建設業法 Q&A

平成 30 年4月改訂版

島根県土木部土木総務課

建設産業対策室

はじめに

この事例集は、研修会での質疑や日頃の業務の中で各県土整備事務所（局）又は建設業者の方から寄せられた相談・質問等についてまとめたものです。

この事例集を参考に、適正な施工体制の確保及び建設業法の遵守をお願いします。

平成 17 年 10 月

島根県土木部土木総務課建設産業対策室

目 次

1. 建設業許可関係	・ ・ ・ ・ ・	P 3
2. 請負契約関係	・ ・ ・ ・ ・	P 15
3. 技術者制度	・ ・ ・ ・ ・	P 21
4. 元請：特定建設業者の責務	・ ・ ・ ・ ・	P 32
5. 一括下請（丸投げ）	・ ・ ・ ・ ・	P 34
6. 施工体制台帳・施行体系図	・ ・ ・ ・ ・	P 36
7. 共同企業体	・ ・ ・ ・ ・	P 38
8. その他	・ ・ ・ ・ ・	P 39

凡 例

次の法令を掲げる場合は、略称を用いています。

建設業法	・ ・ ・ ・ ・	法
建設業法施行令	・ ・ ・ ・ ・	令
建設業法施行規則	・ ・ ・ ・ ・	規則

1. 建設業許可関係

※実際の許可申請にあたっては、「建設業許可の手引き」もあわせてご覧ください。

Q1-1 建設業許可について

建設業を営む場合は、必ず許可を受けなければいけませんか。

□A1-1

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除いて、建設業許可を受ける必要があります。（法第3条）

「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事とされています。（令第1条の2第1項）

Q1-2 軽微な建設工事の判断基準について

軽微な建設工事（500万円未満）は建設業許可がなくても請け負うことが可能とされていますが、次のような工事も軽微な建設工事になりますか？

- ① 独立した工種ごとに契約し、個別には請負代金が500万円未満だが、合計すると500万円以上になる場合
- ② 元請工事の工期が長期間で、500万円未満の工事を請け負った後に長期間の間を置いて再度500万円未満の工事を請け負ったが、合計すると500万円以上になる場合
- ③ はつり、雑工事等で断続的な小口契約をしたが、合計すると500万円以上になる場合

□A1-2

- ① 工事の完成を二つ以上の契約に分割して請け負う時は、各契約の請負代金の合計額を工事の請負代金とすることになっており、軽微な建設工事に該当せず建設業許可が必要となります。（令第1条の2第2項）
- ② ①と同様に考えるので軽微な建設工事には該当しません。
- ③ ①と同様です。例えば、単価契約等による工事を行った場合に、総額（単価×数量）が500万円以上になる場合は、軽微な建設工事には該当しません。

Q1-3 元請から下請への資材提供について

無許可業者に下請工事を400万円で発注し、この下請工事について必要な材料(200万円相当)を支給しようと思いますが問題はありませんか。

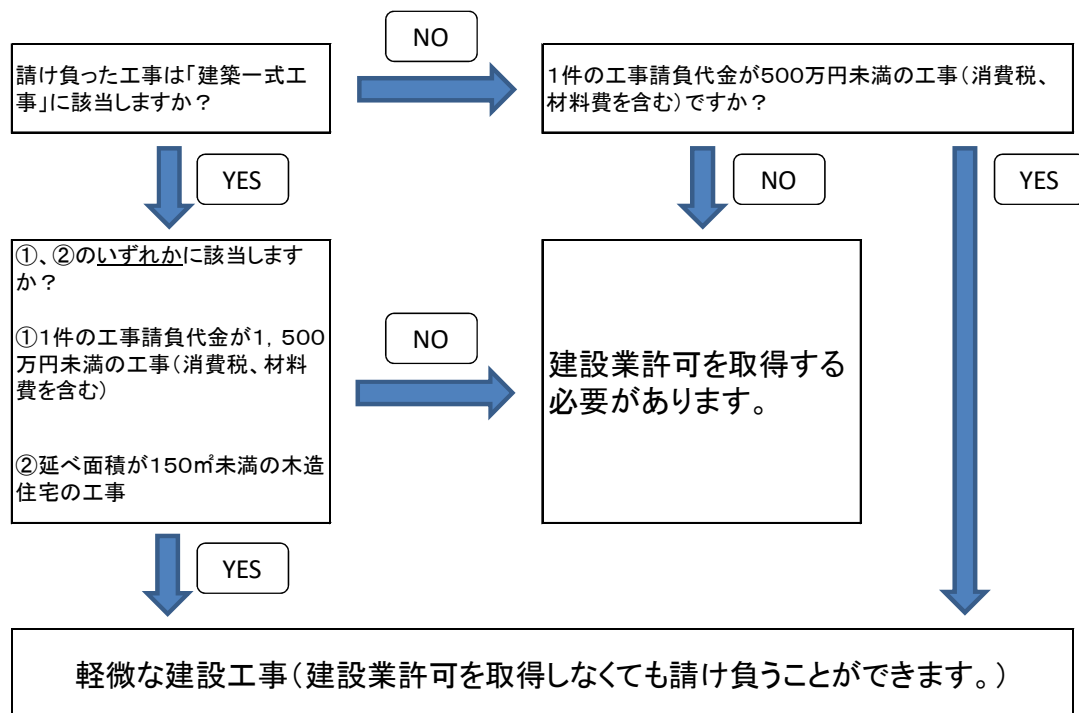
□A1-3

元請業者から下請業者に対して支給される材料費(市場価格又は市場価格及び運送料)は全て請負代金に加算されることから、お問い合わせの場合は、請負金額が軽微な建設工事の範囲を超えてしまうため無許可業者への下請工事の発注はできません。(令第1条の2第3項)

下請工事400万円+支給材料200万円=600万円 \geq 500万円

また、発注者から直接請け負う1件の建設工事について、下請代金の総額が4,000万円(建築工事業については6,000万円。以下同じ。)以上になる場合は、特定建設業の許可が必要です。なお、4,000万円以上の工事に該当するか否かを判断する際には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

【参考】軽微な建設工事判別フロー図



Q2 軽微な建設工事のみを請け負う業者について

建設業の許可を受けずに軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、建設業法の適用を受けないのですか。

□A2

軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可（法第3条）を受ける必要がないだけで、原則として建設業法の対象となっています。

したがって、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者によって建設業法に違反するような建設工事が行われた場合には、その工事が施工されている区域を管轄する知事はその業者等に対して、指示処分又は営業停止処分をすることができるかと建設業法に規定されています。

許可を受けないで建設業を営む者に適用される建設業法の主な規定

- ① 公正な請負契約の締結義務・請負契約の書面締結義務等（法第18条・第19条）
- ② 建設工事紛争審査会による紛争解決（法第25条）
- ③ 都道府県知事による指示処分及び営業停止処分（法第28条第2項・第3項）
- ④ 利害関係人による都道府県知事に対する措置要求（法第30条第2項）
- ⑤ 都道府県知事による報告徴収・立入検査（法第31条）
- ⑥ 都道府県知事による指導・助言・勧告（法第41条第1項）

Q3 建設業の「営業所」について

建設業の「営業所」はどのような特徴があるのですか。

□A3

建設業の「営業所」とは、本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、「営業所」に該当することになります。

ただし、建設業を他の営業と兼営する場合等における支店、営業所等であって建設業には全く無関係なもの及び単に登記上の本店等に過ぎないものは、ここでいう「営業所」とは判断されません。

また、「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。また、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かは問いません。

Q4 従たる営業所（支店等）の許可区分について

主たる営業所と従たる営業所で、1つの業種について、一方は特定、一方は一般の建設業許可を取得すること、又はそのように変更することはできますか。

□A4

主たる営業所が持つ一般・特定の区分を越えて、従たる営業所が許可を取得・変更することはできません。例えば、ある業種について主たる営業所と従たる営業所で特定建設業を取得している場合で、従たる営業所の専任技術者の交代に伴い、一般建設業しか担当できなくなった場合は、従たる営業所の当該業種を廃止するか、主たる営業所の特定建設業許可を一般建設業許可にする必要があります。

Q5 従たる営業所（支店等）の許可業種について

会社として、「土木工事業」と「舗装工事業」の許可を持っていますが、主たる営業所では、「土木工事業」と「舗装工事業」を、従たる営業所では「舗装工事業」のみを許可業種とすることはできますか。

□A5

可能です。建設業許可は一企業体を基準に取得するもの（個人業であれば当該個人に、法人であれば法人格に許可が付与されます。）ですので、主たる営業所で営業する許可を、従たる営業所で営業しないとしても問題ありません。

※ただし、従たる営業所において「土木工事業」は軽微な建設工事であっても営業することはできません。従たる営業所で「土木工事業」を営む場合は、「土木工事業」について専任技術者を追加登録する必要があります。

Q6 建設業許可通知書の再発行及び許可証明書の発行について

新規や更新、業種追加の際にもらえる許可通知書の再発行はできますか。

□A6

許可通知書は申請に対する許可処分のお知らせであり、再発行できません。

代表者の変更や商号変更等に対応した書類が必要な場合は、最寄りの県土整備事務所（局）で許可証明書（1部500円）をご請求ください。

Q7 社会保険等の加入と建設業許可について

平成24年11月から健康保険等の加入状況について記載する様式が追加されましたが、雇用保険や社会保険（健康保険・厚生年金保険）が未加入の場合

は許可を受けることができないのでしょうか。

A7

平成24年度から官民が協力して、建設業者の雇用保険及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入徹底の取り組みを行っています。その一環として、お問い合わせのとおり、建設業許可申請時に保険加入の状況について記載する様式が追加されましたが、保険の加入の有無は許可要件ではありませんので、たとえ未加入であっても許可の欠格要件には該当しません。ただし、加入徹底の観点から未加入業者に対しては、建設業法に基づく指導を行うこととしています。

Q8-1 決算後に必要な手続きについて①

事業年度を終了（決算）しましたが、必要な手続き・提出書類はありますか。

A8-1

建設業許可を受けている建設業者は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、「決算変更届」を提出することになっています。（法第11条第2項）

これには、工事経歴書（様式第2号）や直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）などの工事实績にかかわる書類のほか、財務諸表（貸借対照表等）を添付します。詳しくは、「建設業許可の手引き」をご覧ください。

毎年必ず提出いただくものですので、お忘れのないようにお願いします。

Q8-2 決算後に必要な手続きについて②

決算変更届に添付する工事経歴書（様式第2号）の「配置技術者氏名」は何を記入すればよいですか。

A8-2

工事経歴書（様式第2号）の「配置技術者氏名」には、その工事の主任技術者又は監理技術者として配置された技術者の氏名を記入する必要があります。

この欄の記載を誤ると、専任性が必要な工事に配置している技術者が、同時期の別の工事にも配置されている又は営業所の専任技術者が遠方の工事に配置されているという建設業法違反の疑義が生じることもありますので、正確に記入してください。

※配置技術者については、3. 技術者制度の各項目を参照

Q8-3 決算後に必要な手続きについて③

決算変更届の提出を失念し、次の決算期を向かえてしまいました。この場合は、提出を失念した前期の決算変更届もあわせて提出するのでしょうか。

□A8-3

決算変更届はQ A8-1 のとおり、毎年提出いただくものですので、2 期分の決算変更届を提出いただく必要があります。

Q9 一式工事について

工事経歴書(様式第2号)の記入に当たり、下請工事を土木一式工事や建築一式工事として分類することができますか？

□A9

一式工事とは、Q A25 のとおり、総合的な企画・指導・調整のもとに建築物や土木工作物を作ることとされており、原則として元請で請け負った工事が対象となります。

このことから、発注者の書面による承諾を得て、元請負人から一括して工事を請け負った場合(Q A51-1 参照：(注)共同住宅を新築する建設工事については一括下請を行うことはできない)を除き、下請で施工した工事を一式工事として分類する事例は極めて少ないと考えます。また、一括下請負は公共工事については一切できません。

よって、下請工事については、一式工事以外の専門工事に分類するか、その他の建設工事に分類することになります。

Q10 工事实績について

同一の発注者から、毎月同じ工事名で注文書を受けて工事をしていますが、これは1年間(決算期)で1つの工事とみなすのでしょうか。※工事現場はそれぞれ別の場所。

□A10

みなしません。工事は注文書ごとに計上するので、工事経歴書などには注文書ごとに記載してください。

Q11 許可の有効期間について

許可の有効期間は5年ですが、更新の手続きを忘れてしまい、1週間前に許可が切れてしまいました。今からでも更新の申請はできますか。

□A11

有効期間を満了した時点で許可が失効していますので、1日でも過ぎてしまった場合は、新規で許可を申請することになります。なお、新たに許可を取得することになりますので、許可番号も変わるようになります。

Q12 許可の更新について

建設業許可の更新申請を行いました、今受けている許可期限が到来し許可が切れましたがまだ更新の通知がきません。この場合、建設業許可がないので500万円以上の工事を請け負うことはできなくなるのですか。

□A12

建設業許可の更新申請書を提出した後に、現在の建設業許可期限が到来した場合でも、許可の更新申請に対する処分（更新又は更新拒否）がされるまでの間は、現在受けている建設業許可が有効とされます（法第3条第4項）から、従来どおり営業することができます。

Q13-1 特定建設業許可の財産的基礎について①

特定建設業許可の財産的基礎は何をもって判断するのですか？

□A13-1

特定建設業許可の財産的基礎は、直前決算期の財務諸表により、新規設立会社については創業時における財務諸表により、それぞれ確認を行います。

なお、資本金の額に関する基準については、許可の申請日までに増資を行うことによって、基準を満たすことが認められています。ただし、増資によって自己資本額が増加した場合であっても、自己資本額の確認は、あくまで直前の決算期における財務諸表により確認を行います。

Q13-2 特定建設業許可の財産的基礎について②

特定建設業許可を受けた後の決算で財産的基礎の基準を満たさなくなった場合、許可は無効になるのですか。

□A13-2

特定建設業許可の更新直前の決算期には基準を満たしている必要がありますが、それまでの決算期については、基準を満たさなくなったとしても許可の効力が失われることはありません。

Q14 いわゆる「許可切れ新規」の財産的基礎について

一般建設業許可の財産的基礎の有無の判断で、「許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者」とありますが、以前許可を受けていた者が更新の失念により許可が失効したことで、あらためて新規許可（いわゆる「許可切れ新規」）を申請した場合、この適用を受けることはできますか。

□A14

「許可申請直前」とされているように、申請時点で許可を有している必要があります。（更新申請がこれにあたります。）したがって、「許可切れ新規」の場合は申請時点で許可を有していないため、財産的基礎は自己資本の額又は資金の調達能力によって判断されます。

Q15 許可の欠格要件について

建設業法施行規則に定める「誓約書」に記載されている“建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件”について教えてください。

□A15

次の①から⑩に該当する場合をいい、建設業許可を受けようとする者がこのいずれか（許可の更新を受けようとする者については⑥以外。）に該当する場合、許可を受けることはできません。また、許可を受けた後、⑥以外に該当した場合は、事実発生後2週間以内に届出が必要です。

- ①成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ②不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ③許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ④許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ⑤営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

- ⑥営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ⑦禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ⑧建設業法、又は一定の法令の規定（※）に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ⑨暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下暴力団員等という）（役員等（法人）、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ⑩営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合にあっては、当該法人及びその役員）が上記のいずれかに該当する者
- ⑪暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第10項前段（これらの規定を同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項（第1号に係る部分に限る。）
- ・宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・景観法（平成16年法律第110号）第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反し

た者に係る同法第 101 条

- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 5 条の規定に違反した者に係る同法第 117 条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 44 条第 1 項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 44 条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項
- ・職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 44 条の規定に違反した者に係る同法第 64 条
- ・労働者派遣法第 4 条第 1 項の規定に違反した者に係る同法第 59 条

Q16 各議会の議員との兼務について

県や市町村議会の議員と経營業務の管理責任者等は兼務することができますか。

□A16

営業所への常勤、専任が求められる経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者並びに工事現場への専任が求められる主任技術者等は、議会活動等で拘束される地方議会の議員との兼務は認められません。

また、許可を受けた際には議員ではなかった経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者について、その後議員に就任した場合は、変更が必要になります。

	県や市町村議会の 議員との兼務
経營業務の管理責任者（注 1）	×
営業所の専任技術者	×
現場専任を要する主任技術者・監理技術者	×
現場専任を要しない主任技術者・監理技術者	○
島根県が発注する建設工事を受注した元請業者 が設置する現場代理人（注 2）	×

（注 1）地方自治法第 92 条の 2 において、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」と規定されている点にも留意が必要です。

(注2) 島根県における建設工事契約書約款第 10 条により工事現場に設置される現場代理人は、工事現場への「常駐」が求められます (Q A42, 43 参照)。

Q17 建設業の許可票について

工事現場に掲げる「建設業の許可票」は、少額の工事や下請工事でも掲示しなければなりませんか。

□A17

法第 40 条では建設業者は建設工事の現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。この規定には例外規定はありませんから、工事の大小、元請・下請を問わず建設業の許可を受けた者が工事を行うときは、標識掲示が必要です。したがって、建設工事の現場にはその工事に携わる全ての建設業者の「建設業の許可票」を公衆の見やすい場所に掲示することが必要です。(法第 40 条) この掲示を怠ると、建設業法違反となり罰則の適用がありますのでご注意ください。

標識の記載事項 (規則第 25 条第 1 項)

- (1) 一般建設業又は特定建設業の別
- (2) 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- (3) 商号又は名称
- (4) 代表者の氏名
- (5) 主任技術者又は監理技術者の氏名

Q18 解体工事業の許可の経過措置について

当社はこれまで「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事を営んで来ましたが、今後も続けて解体工事業を営むことができますか。

□A18

「建設業法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 55 号)」が平成 28 年 6 月 1 日に施行され、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されました。法施行後は軽微な工事に該当しない解体工事を請け負う場合には原則「解体工事業」の許可が必要となりますが、法施行日までに「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事を営んでいる場合、平成 31 年 5 月 31 日までは解体工事業の許可を受けずに工作物の解体工事を請け負うことができます。それ以降も軽微な工事に該当しない解体工事を請け負いたい場合は、「解体工事業」

の許可を受ける必要があります。

また、平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（平成28年5月31日までに要件を満たした者に限る）も解体工事業の技術者とみなし、営業所の専任技術者や工事に配置する主任技術者等になることができます。

2. 請負契約関係

Q 19 請負契約とは

「建設工事」の請負契約とはどのような契約ですか。

□A19

「請負契約」とは、注文者の注文により、請負業者が自らの裁量と責任において、自己の雇用する労働者を指揮命令下において業務に従事させ、仕事の完成に伴う責務を負う契約をいいます。

また、法第24条では、「委託その他何らの名義をもってするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。」と規定されています。

また、労働者派遣法（昭和60・7・5・法律第88号）は建設業務に労働者派遣（自社従業員を建設現場に派遣し、派遣先の指揮命令の下に従事させること）を認めていませんので（同法第4条）、建設工事現場への労務の提供を建設工事の請負契約で行わない場合は、この規定に違反するおそれがあります。

Q 20 建設業法に定める「建設工事」について

どのような業務が建設業法の「建設工事」に該当するのですか。

□A 20

建設工事の施工に際しては様々な業務が関係し、下請負契約などに基づき実施されますが、その中には、必ずしも建設工事に該当しないものもあります。

該当すると思われる業務や、該当しないと思われる業務の例を以下に紹介しますが、具体のケースでは契約の内容及び業務の内容を契約ごとに個別に判断する必要があります。

◆建設工事に該当すると考えられる業務

- ①トラッククレーンやコンクリートポンプ車等のオペレータ付きリース（オペレータが行う行為は、建設工事の完成を目的とすると考えられるため）
ただし、リース会社から派遣されるオペレータを建設業務に就かせることは、労働者派遣法（昭和60・7・5・法律第88号）第4条に違反するおそれがありますので、建設業法に基づく請負契約を締結することが必要です。
- ②直接の工事目的物でない仮設や準備工の施工（仮設・準備工事であっても建設工事の内容を有するため）

◆建設工事に該当しないと考えられる業務

※建設工事に該当しない業務は、完成工事高には計上せず、「兼業売上高」に計上することになります。したがって、工事経歴書（様式第2号）への記載はできません。

- ①発注者から貸与された機械設備の運転管理
- ②ボーリング調査を伴う土壌分析
- ③工事現場の警備・警戒（ガードマン等）
- ④測量・調査（土壌試験、分析、家屋調査等）
- ⑤建設資材（生コン、ブロック等）の納入
- ⑥仮設材のリース
- ⑦資機材の運搬（運送）業者（据付等を含まないもの）
- ⑧機械設備の保守点検（修繕等を含まないもの）
- ⑨ダンプトラックによる残土搬出（土砂の掘削を伴う積み込み作業等の建設工事に該当する作業を含まないもの）
- ⑩清掃、除雪、除草委託等

Q 21 同時に指名を受けた業者との下請負契約について

工事の発注に当たって同時に指名を受けた業者（いわゆる相指名業者）が下請業者になることは可能ですか。

□A 21

島根県では特に禁止していませんが、発注者によっては禁止している場合がありますので、各発注者に確認してください。

また、相指名業者への下請については、談合や丸投げ等の疑惑を招かぬよう慎重に対応することが望まれます。

Q 22 請負契約書等について

市町の発注する少額の修繕工事等については契約書（注文書・請書）を交付してもらえない場合がありますが、請負契約書等を省略してもいいのですか？

□A 22

国においては、会計法の規定により一定金額未満の請負工事契約について契約書の作成を請書の作成に換え又はその作成を省略していますが、県及び市町村の発注する建設工事については、全ての契約について契約書を作成する必要

があります。（平成13年10月24日付管発第344号土木部長通知及び「島根県会計規則の運用について（通知）」第68条の4関係2参照）

地方自治体の会計（財務）条例・規則で契約書の作成を省略できるとされている場合でも、建設業法の適用される工事請負契約については、上位法である法第19条の規定が優先されるので、建設工事の請負契約については、金額の大小を問わず、全ての建設工事において請負契約書を取り交わす必要があります。

Q 23 元請・下請間の契約について

元請と下請の契約は書面で行う必要がありますか？

□A 23

請負契約は民法上では口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る元下間の紛争を防ぎます。

下請契約にあたっては、公共工事・民間工事、金額の大小によらず、次の①～③（以下、契約書等という。）のいずれかの方法によって行います。（平成12年6月29日付建設省経建発第132号）

- ① 契約書
- ② 「注文書・請書」＋基本契約書
- ③ 「注文書・請書」＋基本契約約款

※③の場合は注文書・請書それぞれに同じ内容の基本契約約款が添付又は印刷されたもの

Q 24 契約書等に記載する項目について

契約書等に記載する項目は、具体的には何がありますか。

□A 24

次に掲げる項目は必ず記載しなければならない重要項目です。（ただし、④、⑨、⑫の項目について定めをしない場合は記載をする必要はありません）（法第19条）

①工事内容	⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
②請負代金の額	
③工事着手の時期及び工事完成の時期	⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期
④前払金又は出来高払の時期及び方法	
⑤当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑥天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	⑫工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑦価格等の変動若しくは変更に基づく代金の額又は工事内容の変更	⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	⑭契約に関する紛争の解決方法

※建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を加え、記載しなければなりません。（特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条）

①分別解体等の方法 ②解体工事に要する費用 ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ④再資源化等に要する費用

Q 25 一式工事・専門工事について

一式工事と専門工事の違いは何ですか。

A 25

一式工事とは、①原則元請として請け負った、②総合的な企画・指導・調整のもとに建築物または土木工作物を建設する工事であり、③工事の規模、複雑性等からみて、個別の専門工事（大工工事、屋根工事など）として施工することが困難な工事とされています。一方で、専門工事とは、大工工事、屋根工事などの工事内容の専門性に着目して区分された個別の工事種類で、一式工事と

なる大規模、複雑な工事を除いたものです。※関連Q A9

なお、一式工事の許可を受けた者が、一式工事以外の個別の専門工事を請け負う場合は、その専門工事の許可を別途受けなければならない（軽微な建設工事を除く）ことに注意しておく必要があります。

Q 26 一式工事に許可を受けていない専門工事が含まれている場合について

受注した一式工事の中には、建設業の許可を受けていないとび・土工工事や、電気工事などの専門工事が含まれています。この場合、許可を受けていない専門工事の施工はどのようにすればいいでしょうか。

□A 26

専門工事を請け負う場合には、原則として、工事の種類に応じた専門工事業の許可が必要ですが、一式工事の許可業者が一式工事として請け負う工事の中に、お問い合わせのように専門工事が含まれている場合は、その専門工事業の許可をもたなくとも施工することができます。（※一式工事の許可を受けていればすべての業種の工事を請け負うことができるという意味ではありませんので、ご注意ください。）

この場合は、次の①又は②のいずれかの方法で施工する必要があります。ただし、当該専門工事が「軽微な建設工事」に該当する場合は、その必要はありません。（法第26条の2第1項）

①その専門工事について主任技術者たる資格を持っている者を、「専門技術者」として配置して施工する。（受注した一式工事の主任技術者や監理技術者がその資格を有している場合は兼務してもよい。）

②その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請負させる。

Q 27 付帯工事を含む専門工事の請負契約等について

例えば、「管工事業」の許可のみを持つ建設業者が、1,500万円の工事（うち管工事900万円、熱絶縁工事600万円）を請け負う場合、「熱絶縁工事業」の許可は必要ですか。

□A 27

以下の①及び②を満たす場合、熱絶縁工事業の許可がなくても熱絶縁工事を含めて請け負い、施工することができます。ただし、熱絶縁工事が「軽微な建設工事」に該当する場合は、その必要はありません。（法第26条の2第2項）

①熱絶縁工事が管工事の附帯工事であること。

②実際に施工する際は、自社で熱絶縁工事について主任技術者たる資格を持っている者を配置するか、熱絶縁工事の許可を受けている建設業者に下請負させること。

3. 技術者制度

Q 28 現場に配置する技術者について

工事現場に置かれる技術者について説明してください。

□A 28

建設業許可の要件として営業所に専任の技術者を置くことが求められていますが、それは適切な営業のためのものであり、建設工事の適正な施工のためには、実際に施工している工事現場に、一定の資格・経験を持った技術者を配置することが必要です。

このため、法第 26 条では、建設工事の施工の技術上の管理を行う主任技術者又は監理技術者を工事現場に置かなければならないとしています。

Q 29 主任技術者について

「主任技術者」の役割はどんなものですか。

□A 29

主任技術者は、建設工事の施工にあたって、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資機材の品質管理を行います。また、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のために安全管理、労務管理を行います。

Q 30 監理技術者について

「監理技術者」とはどんなものですか。

□A 30

発注者から直接工事を請け負い（元請）、その下請契約の合計額が 4,000 万円（建築一式工事の場合 6,000 万円）以上となる場合に、主任技術者に代えて置かれるものです。

監理技術者は、主任技術者の職務に加えて、下請人の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な役割を果たすことが求められます。

Q 31 監理技術者資格者証と監理技術者講習について

当社の技術者が監理技術者資格者証の交付を受けましたが、この度受注した公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物

に関する重要な建設工事に専任の監理技術者として配置することが可能でしょうか。

□A 31

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事における専任の監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、5年以内に監理技術者講習を受講している必要があります。

おたずねの技術者の方が監理技術者講習を受講していない場合には、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事における専任の監理技術者として配置することはできません。

Q 32 監理技術者資格者証の携帯について

監理技術者として配置されたときは、監理技術者資格者証は常時携帯していないといけませんか。

□A 32

監理技術者は発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは常時これを携帯していることが必要です。

Q 33 技術者の現場専任について

技術者の現場専任制度とは何ですか。

□A 33

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（個人住宅を除くほとんどの工事が該当）で、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、当該工事に置く主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第26条第3項）とされています。※発注者が公共機関ではない、いわゆる民間工事も含まれます。

この場合の「専任」とは、工事目的物の品質の確保を徹底する必要から、他の工事の主任技術者又は監理技術者及び「営業所の専任技術者」との兼務を認めないというものです。※関連Q A39-1

Q34 3,500万円以上の下請契約を受注した場合の主任技術者について

請負代金が3,500万円以上の下請契約を受注し、主任技術者を専任配置しましたが、契約工期の内に現場で工事を行うのはその内の一部期間です。この場合、契約工期中現場作業のない期間も主任技術者の専任配置が必要ですか。

□A 34

下請工事においても請負代金が3,500万円以上の工事を請け負ったときは、主任技術者を現場に専任で配置する必要があります。しかし、下請工事については、施工が断続的に行われることが多いため、専任の必要な期間は、当該下請工事（再下請負した工事があるときは、当該工事を含む。）の施工期間とされています。

ただし、元請建設業者と下請建設業者の間で「専任を要しない期間」が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている必要があります。

ここで、注意しなければならないのは、例えば工事が三次下請業者まで下請けされている場合で、三次下請業者が現場作業を行っている日については、一次下請業者（専任を要することとなっている二次下請業者を含む。）は自らが直接施工する工事のない時でもその主任技術者は現場に専任する必要があるあります。

Q 35 主任技術者と監理技術者の配置の判断について

大規模工事を受注した際に、監理技術者又は主任技術者のどちらを配置するか判断はどのようにすればいいですか。

□A 35

工事受注後速やかに、専門工事業者等への工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となるかを的確に把握し、下請契約の予定額が4,000万円以上となれば当初から監理技術者を配置することとなります。

また下請契約の予定額が4,000万円未満であれば主任技術者を配置することとなりますが、監理技術者を配置する工事に該当するかどうか流動的であるものについては、工事途中での技術者の変更が生じないように、監理技術者の資格を有する技術者を当初から配置しておくことが必要です。

Q 36 下請契約の額が途中で増額したことで監理技術者を配置する場合

当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事

の途中で下請契約の額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となった場合、途中で監理技術者の資格を持つ技術者と交代できますか。

□A 36

工事の途中で下請契約の額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となった場合は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置する必要があります。

なお、主任技術者等の途中交代は施工管理の面から好ましいものではないので、工事施工当初から大幅な変更等があらかじめ予想される場合は、当初から監理技術者になり得る資格を持つ者を配置しておく必要があります。

Q 37 主任技術者又は監理技術者の変更について

請負金額 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事については、主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要ですが、工事の途中で、同等以上の資格を有する技術者に変更することはできますか。

□A37

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、主任技術者又は監理技術者の工期途中での交代は原則認められていませんが、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合（出産、育児、介護等の真にやむを得ない場合を含む。）のほか次の場合等（工事の規模の大小にかかわらず一つの契約工期が多年に及ぶ工事を含む。）については交代が考えられます。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
ただし、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任技術者又は監理技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

Q 38-1 営業所の専任技術者について

「営業所の専任技術者」の職務等について教えてください。

A 38-1

営業所の専任技術者については、建設業の営業の中心である営業所において、建設工事に関する適正な契約の締結及びその履行を確保することが主な役割です。そのため、建設業法では、「その営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で「専任のもの」を置かなければならない。(法第7条第2号)」と規定しています。

Q 38-2 「専任」について

A 38-1の「専任のもの」とはどのようなことですか。

A 38-2

「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者のことです。したがって、職員の場合は、事業主と継続的な雇用関係があり、通常の勤務時間中はその営業所に勤務していることが必要です。

Q 39-1 営業所の専任技術者の現場配置について①

営業所の専任技術者は主任技術者として工事現場に配置することはできないのですか。

A 39-1

営業所の専任技術者は、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。特例として、下記の要件を全て満たす場合に限り、営業所の専任技術者が当該工事の「専任を要しない主任技術者」として配置できます。

- ① 当該営業所において契約した建設工事であること
- ② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡がとれる体制にあること
- ③ 当該工事が主任技術者の現場専任を必要としない工事であること
- ④ 職員の場合は、所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること

Q 39-2 営業所の専任技術者の現場配置について②

当社は技術者が営業所の専任技術者一人だけですが、この場合 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の

者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事を受注しても大丈夫ですか。

□A39-2

営業所の専任技術者は、工事現場に専任の必要な主任技術者又は監理技術者として配置することはできないため、3,500万円以上の建設工事を受注することはできません。

Q39-3 営業所の専任技術者の現場配置について③

営業所の専任技術者を現場代理人として工事現場に従事させることはできますか。

□A39-3

営業所の専任技術者は、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが必要です。現場代理人に現場常駐が求められる場合、営業所の専任技術者としての職務が果たせなくなるため、建設業法違反（第7条第2号、第15条第2号）となります。

なお、公共工事では現場代理人の現場常駐が求められているため、営業所の専任技術者が現場代理人になることはできません。

Q40-1 専任の主任技術者又は監理技術者の他の工事との兼務について①

現在請け負っている工事と近接する工事を請け負った場合に、現在の現場に配置している専任の主任技術者又は監理技術者が、近接する工事の主任技術者又は監理技術者を兼ねることができますか。

□A40-1

「公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるもの（工事一件の請負金額が3,500万円以上もの、建築一式工事の場合は7,000万円以上もの）については、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。（法第26条第3項）」とされています。ただし、「密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。（令第27条第2項）」とされています。なお、専任の監理技術者については、大規模な工事に係る統合的な管理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。（監理技術者制度運用マニュアル三（2））

上記の適用に当たっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえ、公共工事の入札・契約における公正な競争の促進及び適正な施工の確保の観点から、発注者が適切に判断することとなります。

Q 40-2 専任の主任技術者又は監理技術者の他の工事との兼務について②

主任技術者が兼務できる工事について、それぞれの現場の下請代金は4,000万円未満ですが、合算すると4,000万円以上になるときは、監理技術者の配置が必要ですか。

□A40-2

主任技術者が兼務できる場合については、それぞれの現場が下請金額4,000万円未満であれば監理技術者の配置は不要です。

ただし、兼務しているいずれかの現場で下請代金が4,000万円以上になる場合には、下請代金が4,000万円以上になった現場に専任の監理技術者の配置が必要となりますので、主任技術者等の兼務はできなくなり新たな主任技術者又は監理技術者の配置が必要となります。

Q 41-1 現場専任が必要な監理技術者の他の工事との兼務について①

現場への専任に必要な「監理技術者」については、兼務が全く認められないのですか。

□A 41-1

専任の監理技術者については大規模な工事に係る統合的な管理を行う性格上A40-1のとおり兼務は認められていませんが、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもので、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結されるものに限っては、兼務が例外的に認められています。

Q41-2 現場専任が必要な監理技術者の他の工事との兼務について②

Q 41-1の場合注意しなければならないことがありますか。

□A 41-2

QA 41-1のような工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合には、複数の工事を「一つの工事とみなす」ことによって同一の監理技術者等が当該複数の工事を管理することができるとしたものです。この場合、これら複

数の工事の下請金額の合計が 4,000 万円以上であれば特定建設業の許可及び現場専任の監理技術者の配置が必要です。

Q 42 現場代理人とは

現場代理人の職務等について説明してください。

□A 42

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、主任技術者又は監理技術者との密接な連携をとりながら適正な施工を確保する役割があります。（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成 16 年 3 月 1 日付国総建第 315 号））

Q 43 現場代理人の資格について

現場代理人はどんな資格が必要ですか？

□A 43

現場代理人については、とくに必要な資格等はありません。ただし、島根県工事請負契約約款第 10 条では、現場代理人については請負契約の履行に関し、請負者の代理人として工事現場に常駐し、その運営、取締のほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求権限、契約解除権限などを除く。）を処理するとされていることから、本県では請負者の社員が現場代理人になることが合理的であると考え、直接的かつ恒常的な雇用を確認する書類を、工事着手届に添付するよう共通仕様書で求めています。

なお、県発注工事以外の現場代理人については、発注者へ確認する必要があると考えます。

Q 44 現場代理人の兼務について

現場代理人は他の工事の現場代理人と兼務することができますか。

□A 44

下記の要件を全て満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がないと認められた場合、一の現場代理人が 2 件の建設工事を兼務することができるものとして
ています。

(1) 兼務する建設工事の契約金額が 3,500 万円未満(建築一式工事にあつては

7,000万円未満)であること。

(2) 兼務する建設工事は島根県の同一機関が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ工事現場間の移動距離が10km程度までであること。

(3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

なお、県発注工事以外の現場代理人については、発注者へ確認する必要があると考えます。

Q 45 現場代理人と他の工事の配置技術者との兼務について

請負額が 3,500 万円未満の工事については、主任技術者が二つ以上の工事を兼務することも可能だと思いますが、主任技術者が現場代理人を兼務している場合でも複数の工事の主任技術者になることができますか。

□A 45

建設業法上は請負額が 3,500 万円未満の工事について、主任技術者が二つ以上の工事を兼務することも可能です。また、Q A44 の条件を全て満たせば、主任技術者が現場代理人を兼務した場合であっても他の工事の主任技術者となることができます。

なお、県発注工事以外の現場代理人については、発注者へ確認する必要があると考えます。

Q46 短期雇用者の現場配置について

技術者の資格を持っている個人と元請業者との間で工事期間中、雇用契約を締結した場合、主任技術者又は監理技術者となることができますか。

□A46

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った建設業者と「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要とされています。したがって、その工事期間中のみの短期雇用については「恒常的な雇用関係」とは言えず、主任技術者又は監理技術者になることはできません。

また、派遣や単なる出向などについても「直接的な雇用関係」があるとは言えないため、主任技術者又は監理技術者になることは原則できません。ただし親会社及びその連結子会社の間の出向社員については一定の条件のもとであれば主任技術者又は監理技術者に配置することができます。(平成 15 年 1 月 22 日付国総建第 335 号)

Q47-1 出向社員について①

Q 46 の条件に該当するので出向社員を配置技術者としますが、その場合は出向先の国家資格者等・監理技術者として建設業法に基づく届出をする必要がありますか。

A47-1

必ずしも届出をする必要はありません

Q47-2 出向社員について②

経営事項審査において、出向社員は出向先の技術者として「技術職員名簿」に記載できますか。

A47-2

次の①～③を満たす場合に記載が可能です。

- ①出向契約書・出向協定書等により、出向の事実及び審査基準日以前6ヵ月を超える期間在職していることが確認できること。
- ②社会保険等に加入していること（出向元・先でもどちらでも構いません）
- ③出向元の経審で当該職員の名前をあげていないこと（重複申請はできません）

Q47-3 出向社員について③

出向社員は「経營業務の管理責任者」、「営業所の専任技術者」、「令3条の使用人」とすることはできますか。

A47-3

経營業務の管理責任者、令3条の使用人については、①出向契約書・出向協定書等により出向の事実が確認できること、②社会保険等に加入していること（出向元・先でもどちらでも構わない）が確認できれば可能です。

営業所の専任技術者については、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、出向社員であっても営業所の専任技術者にすることが可能です。（「建設業許可事務ガイドライン」（平成13年4月3日付国総建第97号））

Q48 雇用関係の確認書類について

公共工事においては、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者又は監理技術者については、3ヵ月以上の雇用関係にあることが求められていますが、何時の時点で3ヵ月以上の雇用関係が確認できることが必要ですか。

□A48

公共工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者又は監理技術者については、建設業者が入札の申し込みをした日（指名競争入札にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に3ヵ月以上の雇用関係にあることが必要です。

なお、専任の必要のない主任技術者又は監理技術者については、3ヵ月以上の雇用関係は必要ありませんが、建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係は必要です。

4. 元請：特定建設業者の責務

Q49 下請業者への指導の意義について

特定建設業者が発注者から直接工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者等に対し法令遵守等について指導することが求められているそうですがなぜですか。

□A49

大規模な建設工事の施工にあたっては、多数の下請負人が参加し、さらに二次、三次の下請が行われることも多く、従来必ずしもこれらの下請負人は建設工事の施工に関して必要とされる建設業法や各種法令の規定への理解が十分でなかったことから、現場での事故災害等のほか労働者への賃金不払い等の問題が生じることがあったため、これらの問題を解決するため、特定建設業者が元請となった場合には、次の三つの責務を課しています。

① 現場での法令遵守指導の実施

主な法令としては、建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法などがあげられます。

特定建設業者は、下請業者がこれら法令に違反しないよう現場での指導に努めなければなりません。

② 下請業者の法令違反については是正指導

下請業者が各種法令等に違反しているときは、是正を指導しなければなりません。

③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通知

下請業者が是正指導に応じないときは、許可行政庁へ法令違反の事実を通知しなければなりません。

Q50 指導すべき項目について

建設業法に関し現場での法令遵守指導を行う上で、下請業者に対して特に指導しておく項目がありますか。

□A50

建設業法については、全ての規定を遵守することは当然ですが、特に次の項目について、下請業者に対して十分に指導することが必要です。

① 建設業の許可（第3条）

無許可業者へ 500 万円以上の建設工事を下請負してはならないこと

- ② 一括下請負の禁止（第 22 条）
- ③ 下請代金の支払い（第 24 条の 3・5）
- ④ 検査及び確認（第 24 条の 4）
- ⑤ 主任技術者の設置等（第 26 条、26 条の 2）

必要な国家資格等の要件を満たしていること

直接的かつ恒常的な雇用関係があること

請負金額が 3,500 万円以上の工事については、主任技術者等はその工事現場に専任しなければならないこと

現場専任の必要な主任技術者等には「営業所の専任技術者」は配置できないこと

5. 一括下請（丸投げ）

Q51-1 一括下請とは

一括下請とは、どのようなものですか。

□A51-1

工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請けにその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

Q51-2 一括下請の禁止について

一括下請は全ての建設工事において禁止されているのですか。

□A51-2

民間工事については、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、一括下請負を行うことが可能です。ただし、共同住宅を新築する建設工事については、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合であっても、一括下請を行うことはできません。

なお、公共工事については、一括下請は全面的に禁止しています。

Q52 実質的な関与とは

一括下請（丸投げ）とならないためには、元請の実質的な関与が必要とのことですが、実質的な関与とはどのようなものですか。

□A52

元請業者は下請工事の施工について、自らが総合的に企画、調整及び指導を行う必要があります。

「実質的な関与」については、元請業者の技術者が下請工事の

- ① 施工計画の作成
- ② 工程管理
- ③ 出来型・品質管理
- ④ 完成検査
- ⑤ 安全管理
- ⑥ 下請業者の施工調整・指導監督

等について、主体的な役割を現場で果たしていることが必要です。これらの①から⑥の業務について他の業者と分割して行うことはできません。

また、単に技術者を配置しているだけでは「実質的に関与している」とは言えず、①から⑥の全てに、主体的に関与していなければなりません。

発注者から工事を直接請け負った者については、①から⑥に加えて

- ⑦ 発注者との協議
- ⑧ 住民への説明
- ⑨ 官公庁等への届出等
- ⑩ 近隣工事との調整

等についても主体的な役割を果たすことが必要となります。

6. 施工体制台帳・施工体系図

Q53 施工体制台帳の意義について

何のために、施工体制台帳は作られるのですか。

□A53

施工体制台帳を作成することで、元請業者は現場の施工体制を把握することができ、①品質・工程・安全などの施工上のトラブル発生、②不良不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請等）、③安易な重層下請による生産効率の低下を防止することを目的としています。

Q54 作成の時期について

施工体制台帳・施工体系図はいつ作成すればよいですか。

□A54

平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなりました。

民間工事については、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が締結した下請金額の総額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円）となった時点で作成の義務が発生します。

Q55 施工体制台帳に記載が必要な下請負契約について

次のような下請負契約も、施工体制台帳に記載する必要がありますか。

- ① オペレーター付のリース契約
- ② 現場のガードマン等
- ③ ダンプトラックによる残土搬出
- ④ 資材・機材のみのリース

□A55

それぞれ次のとおりです。

- ① オペレーター付で契約する場合、オペレーターが行う行為は建設工事の完成を目的とした行為と考えられ、基本的には下請負契約に当たるので、施工体制台帳への記載が必要です。

②③一般的には、ガードマン派遣、土砂の搬出のみの場合等は、建設工事の下請負契約には当たりませんので、施工体制台帳への記載は必要ありません。（土砂の積み込み作業（土砂の掘削を含む）等建設業法の請負工事に該当するものを含む場合には下請負契約となり、施工体制台帳への記載が必要です。）

ただし、発注者によってはこれらについても記載を求めている場合がありますので、発注者に確認してください。

なお、島根県発注工事においては、ダンプトラックによる土砂運搬、建設機械の運搬及びガードマン派遣等の建設工事の下請負契約に該当しない委託契約についても、施工体制台帳への記載を求めています。

④ 資材・機材のみのリースで、オペレーターには自社の技術者を配置する場合には、請負契約に該当せず、施工体制台帳への記載は不要です。

Q56 施工体制台帳の作成が必要な工事について

500万円未満の小規模な下請工事を、無許可業者と契約した場合にも施工体制台帳に記載する必要がありますか。

□A56

施工体制台帳には、許可を受けている建設業者はもちろん、許可を受けていない建設業者、工事の期間、規模の大小にかかわらず、その建設工事に携わった全ての業者を記載する必要があります。

7. 共同企業体

Q57-1 構成員との下請負契約について

2社で共同企業体（JV）を構成し建設工事を受注しましたが、JVから構成員である建設業者に下請工事を出すことはできますか。

□A57-1

共同企業体からその構成員である建設業者へ下請工事を発注することはできません。

共同企業体ではそれぞれの出資比率に応じて施工することとなっており、構成員の施工比率が変動することが明らかであれば、出資比率を変更した上で施工する必要があります。

Q57-2 Q A57-1 の理由について

共同企業体からその構成員に下請工事を発注することはどうしていけないのですか。

□A57-2

共同企業体は構成員がそれぞれの出資比率に応じて共同施工するものです。共同企業体の構成員から他の構成員への下請工事の発注は実質的に一構成員が出資比率以上の施工を行うことになり、構成員に対して下請を発注した他の構成員は、実質的な施工を行わずに出資比率に応じた利益を得ることになるため、いわゆる「ペーパーJV」に該当する場合があります。

Q58 完成工事高の分割割合について

共同企業体（JV）における各構成員の完成工事高はどの様に計算しますか。

□A58

共同施工方式（甲型）のJVで施工した工事の完成工事高は、工事の請負代金に各構成員の出資比率を乗じて得た額となります。

分担施工方式（乙型）については、運営委員会で定めた各構成員の分担工事の額となります。

8. その他

Q59 浄化槽工事業について

当社は現在浄化槽工事業登録を受けていますが、このたび建設業許可を取得しました。この場合、どのような手続きが必要になりますか。

□A59

浄化槽工事業を営むには浄化槽工事業登録が必要です。一方で、建設業許可のうち土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの許可を取得した場合、許可の取得時点で浄化槽工事業登録が自動的に失効することとなっています。

これらの許可取得後も浄化槽工事業を営む場合は、浄化槽工事業登録のかわりに、特定浄化槽工事業者の届出を行う必要があります。

詳しくは、土木総務課建設産業対策室（0852-22-5185）へご連絡いただくか、当室のウェブページ（http://www.pref.shimane.lg.jp/kensetsu_sangyo/）をご覧ください。

Q60-1 解体工事業について

解体工事業の登録と建設業許可の関係について教えてください。

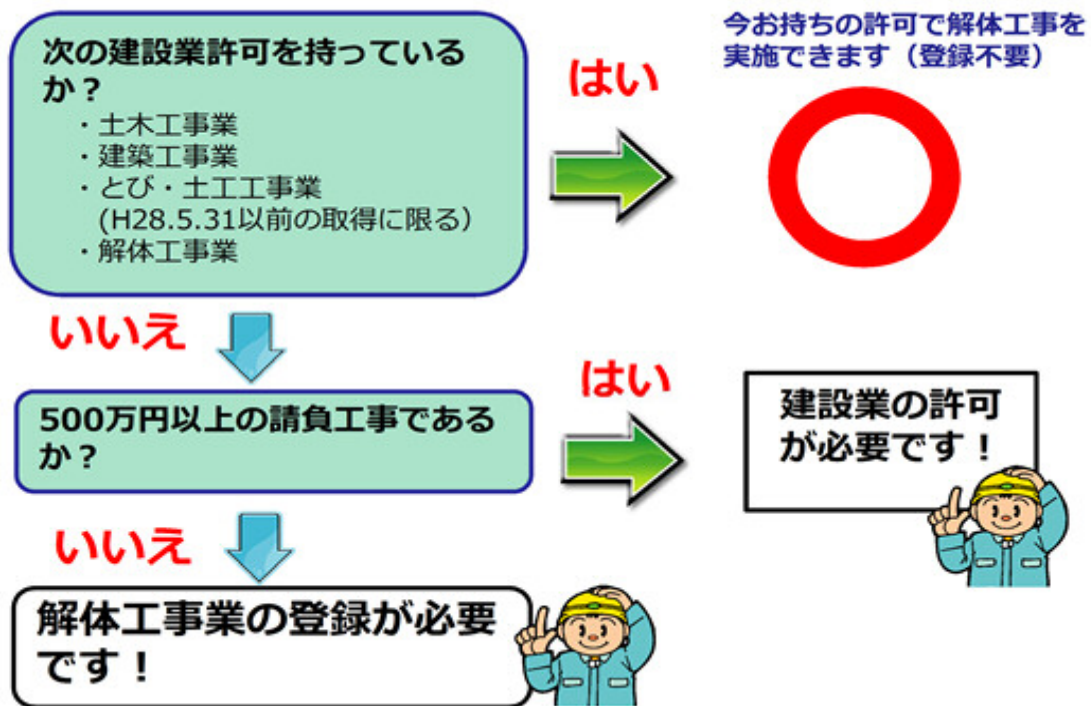
□A60-1

建設リサイクル法（正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）により、解体工事を業として営む場合、解体工事業を営む都道府県ごとに登録が必要とされています。なお、建設業許可（土木一式、建築一式、解体工事の3業種のいずれか※）を有している場合は、登録は必要ありません。

※ただし、平成28年6月1日時点で、とび・土工工事業の許可を受けている者であって、解体工事業を営んでいる者については平成31年5月31日までの間に限り登録は必要ありません。

なお、この登録を受けて請け負えるのは、軽微な工事（1件当たりの金額が500万円未満の解体工事（ただし建築一式工事に該当する場合は工事1件あたりの請負金額が1,500万円未満の工事）のみです。軽微な工事に該当しない建築物等の解体工事を請け負おうとする場合には、建設業許可が必要になります。

解体工事業の登録と許可の関係は以下の図で示されます。



Q60-2 解体工事業について

当社は現在解体工事業登録を受けていますが、このたび建設業許可を取得しました。この場合、どのような手続きが必要になりますか。

A60-2

請負金額 500 万円未満の軽微な解体工事のみを請け負う場合は解体工事業登録が必要です。一方で、建設業許可のうち土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかを取得した場合、許可の取得時点で解体工事業登録が自動的に失効することとなっています。

この場合、建設業許可取得通知書（様式第 1 号）の提出が必要になりますので、詳しくは土木総務課建設産業対策室へご連絡いただくか、当室のウェブページをご覧ください。

変更履歴

H17. 11 変更

【追加】 Q3, Q24-2, Q25-2

【一部修正】 Q43, Q44

H21. 3 変更

【追加】 Q29-2

【一部修正】 Q7, Q8, Q9, Q21, Q23, Q38

H22. 4 変更

【追加】 Q38-2

H23. 12 変更

【追加】 Q45, Q46

H24. 4 変更

【一部修正】 Q45

H25. 9 変更（※一部修正もあわせて行っています。）

【追加】 Q1-1, Q3, Q4, Q5, Q6, Q7, Q8-1, Q8-3, Q10, Q11, Q13-1, Q13-2, Q14, Q19,
Q22, Q23, Q24, Q25, Q26, Q41, Q46-1, Q46-2, Q46-3, Q58, Q59

【削除】 Q3-2, Q9, Q23

H28. 10 変更

【追加】 Q18, Q60-1

【一部修正】 Q1-3, Q15, Q30, Q33, Q34, Q35, Q36, Q37, Q39-2, Q40-1, Q40-2, Q41-1,
Q44, Q45, Q54

H29. 11 変更

【一部修正】 Q44

H30. 4 変更

【一部修正】 Q20, Q55